

# 会津若松市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度人件費率
27年度	人	千円	千円	千円	%	%
	122,749	49,532,377	2,274,071	7,846,441	15.8	16.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

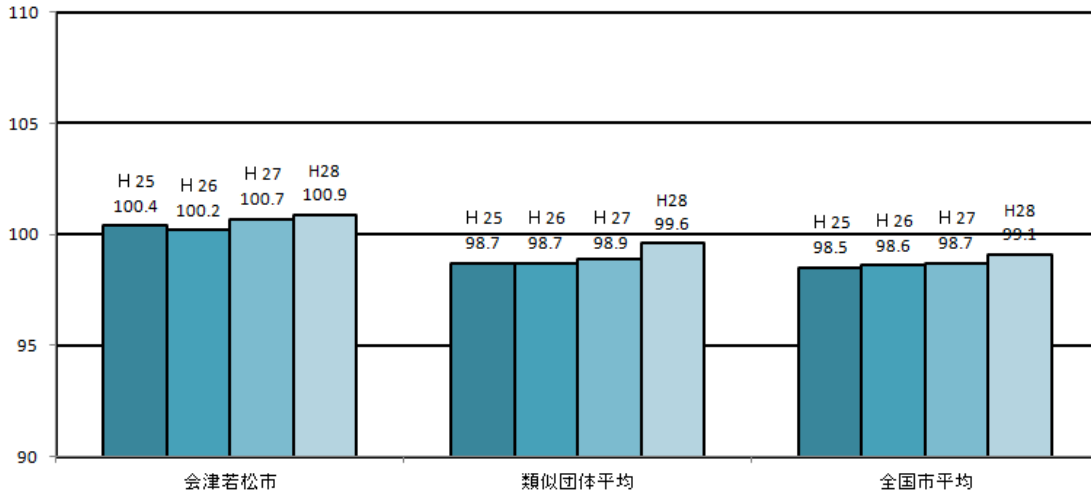
	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	856 (48)	3,474,540	667,734	1,307,973	5,450,247	6,029	6,298

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数の（ ）内については、当該職員を外書で表しています。  
また、一人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出しています。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(注) 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えていることについては、今後も引き続き、福島県人事委員会の勧告を踏まえながら、職員給与等の適正化を図ってまいります。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ○ 給料表の見直し—実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

##### ○ その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	43.0歳	330,200円	402,058円	356,539円
福島県	42.7歳	331,000円	416,157円	361,628円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.5歳	322,217円	410,830円	372,241円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
会津若松市	52.3歳	61人	356,200円	402,556円	374,503円	—	—	—	—
うち清掃職員	50.4歳	19人	343,400円	385,432円	372,016円	廃棄物処理業	45.3歳	290,300円	1.33
うち学校給食員	55.4歳	10人	388,000円	404,230円	395,910円	調理士	45.7歳	235,100円	1.71
うち用務員	52.4歳	9人	345,300円	382,315円	354,060円	用務員	55.2歳	199,900円	1.91
うち自動車運転手	50.9歳	12人	361,500円	438,268円	385,993円	自家用乗用 自動車運転者	62.5歳	200,800円	2.18
その他	54.5歳	11人	352,400円	408,150円	363,468円	—	—	—	—
福島県	54.3歳	243人	356,000円	397,364円	373,969円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	49.8歳	55人	332,852円	392,637円	371,173円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成25～27年の3ヶ年平均）。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

### (2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	188,400円	188,400円	176,700円
	高校卒	148,700円	153,200円	144,600円
技能労務職	高校卒	148,700円	150,800円	142,000円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—円	361,800円	382,673円	413,930円
	高校卒	—円	333,680円	366,325円	390,250円
技能労務職	高校卒	—円	341,500円	355,150円	380,350円

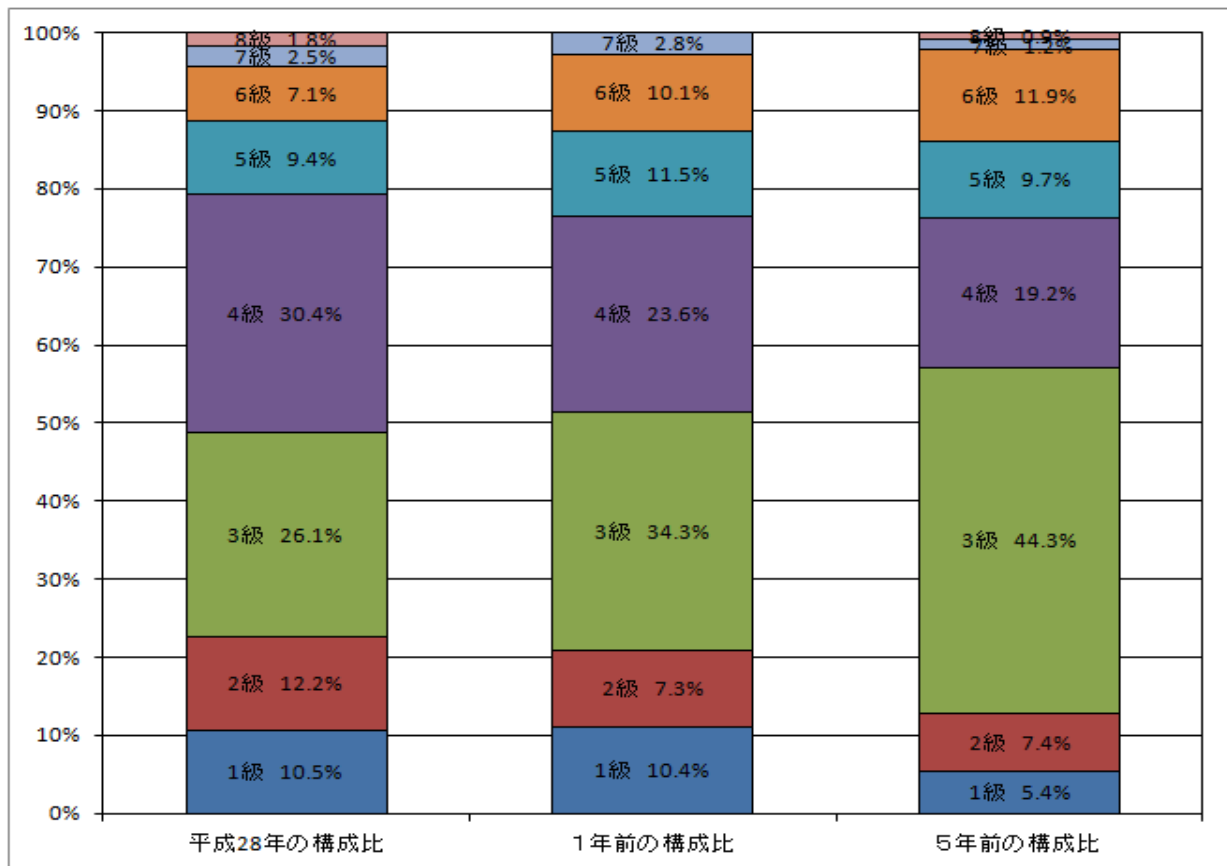
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務	71人	10.5%	144,800円	253,000円
2級	主任主事、主任技師の職務	83人	12.2%	196,500円	311,100円
3級	主査、技査の職務	177人	26.1%	233,200円	358,200円
4級	副主幹、主任主査、主任技査の職務	206人	30.4%	267,000円	393,300円
5級	主幹、委員会等の事務局次長の職務	64人	9.4%	293,200円	404,900円
6級	課長、議会事務局次長の職務	48人	7.1%	325,800円	424,100円
7級	企画副参事、委員会等の事務局長の職務	17人	2.5%	371,300円	455,900円
8級	部長、会計管理者、議会事務局長の職務	12人	1.8%	418,300円	480,800円
		678人	100.0%		

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

##### ①昇給の実施時期

平成28年1月1日

##### ②勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を反映し証明します。

##### ③昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分とし、①区分が49名（8.2%）、②区分が81名（13.5%）、③区分が467名（78.1%）、④区分が1名（0.2%）⑤区分が0名（0%）の決定となりました。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (27年度普通会計) 1,447千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,718千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.6月分 (1.40月分) (0.75月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.6月分 (1.40月分) (0.75月分)	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は再任用職員に係る支給割合です。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6カ月以内の勤務実績を反映しています。

##### (2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

会津若松市	(参考) 国
(支給率) 自己都合 20.445月分 応募認定・定年 25.55625月分 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 20.445月分 応募認定・定年 25.55625月分 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3% (※)～45%加算)
1人当たり平均支給額 5,260千円	22,758千円 ※局長クラス：1%、審議官クラス：2%

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。  
平成 19 年 4 月 1 日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績 (27 年度普通会計決算)	258,060 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	7,590 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27 年度)	3.8 %
手当の種類 (手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	支給実績 (27 年度普通会計決算)	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	34,560 円	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	223,500 円	回収 1 体又は焼却 1 回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	— 円	処理 1 体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生のおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	— 円	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	— 円	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	— 円	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績 (27 年度普通会計決算)	351,822 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	432 千円
支給実績 (26 年度普通会計決算)	395,175 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	493 千円

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	国制度との異同	国との制度と異なる内容	支給実績 (26年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	同	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 ・1人目(配偶者あり) 6,500円 ・1人目(配偶者なし) 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ・特定期間加算 5,000円	
			91,841千円	230,756円
住居手当	同	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	43,335千円	307,344円
通勤手当	同	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	52,644千円	83,298円
単身赴任手当	同	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額26,000円、距離に応じた加算額6,000円~58,000円	
			696千円	348,000円
管理職手当	同	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の8級職員 84,600円 ・部長相当職の7級職員 79,700円 ・企画副参事相当職の7級職員 66,400円 ・企画副参事相当職の6級職員 62,300円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹相当職の職員 45,700円	
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	63,390千円	704,335円
休日勤務手当	同	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
			9,885千円	29,246円
夜間勤務手当	同	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
			-千円	-円
宿日直手当	同	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	
	異	特別の宿日直手当を支給	-千円	-円
寒冷地手当	同	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
			53,862千円	65,446円
災害派遣手当	同	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円~6,620円	
			-千円	-千円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長	937,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円/372,400 円	
	副市長	752,000 円		
報 酬	議 長	514,000 円	700,000 円/432,000 円	
	副議長	477,000 円	650,000 円/397,000 円	
	議 員	447,000 円	610,000 円/365,000 円	
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合)		
	副市長	3.10月分		
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副議長	3.10月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×46/100 給料月額×在職月数×30/100	20,688,960 円 10,828,800 円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。



## 6 職員数の状況

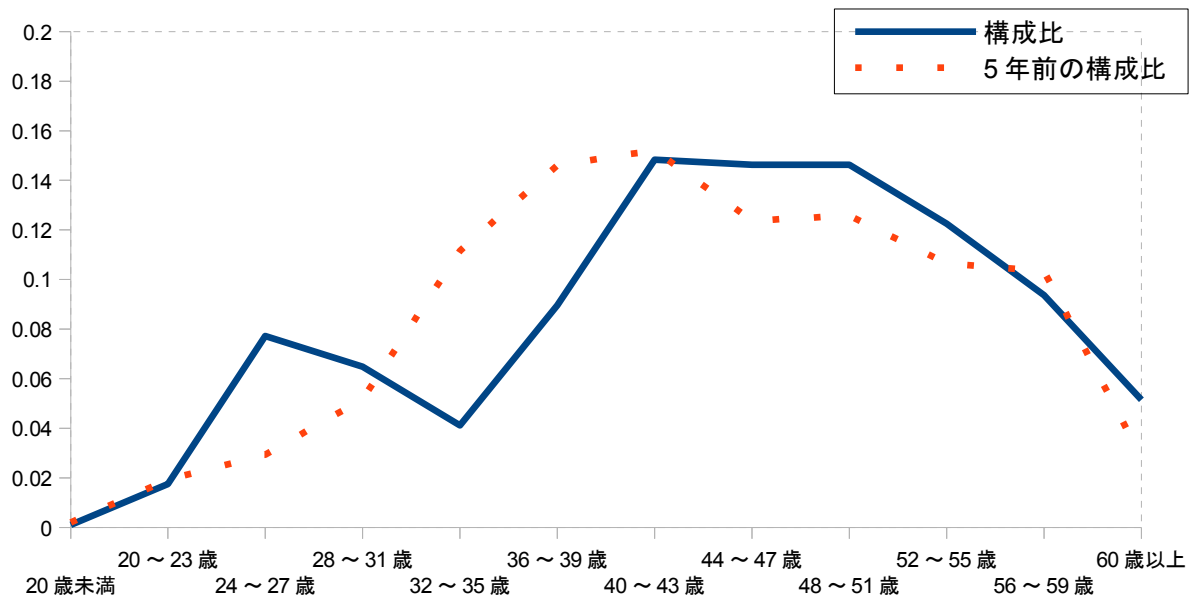
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通 会計 部門	一般 政 部 門	議会	11	11		
		総務	204	206	2	マイナンバー事務に伴う業務増、県防災訓練の実施に伴う業務増など
		税務	68	66	▲2	育休職員の復帰に伴う任期付職員の減
		民生	166	156	▲10	荒館保育所・川南保育所の統合民営化など
		衛生	71	70	▲1	退職不補充
		労働	3	4	1	育休任期付職員の配置
		農水	48	49	1	公設地方卸売市場の指定管理者制度活用に伴う業務増
		商工	34	33	▲1	広域観光推進のための職員派遣の終了
		土木	128	129	1	育休任期付職員の配置
	小計	733	724	▲9	参考：人口1万人当たり職員数 58.98人 (類似団体人口1万人当たりの職員数44.43人)	
	教育	138	129	▲9	給食員の退職不補充など	
	消防					
	小計	871	853	▲18	参考：人口1万人当たり職員数 69.49人 (類似団体人口1万人当たりの職員数60.90人)	
公営 企業 等 会計 部門	水道	36	36			
	下水道	27	27			
	その他	58	55	▲3	公設地方卸売市場の指定管理者制度活用	
	小計	121	118	▲3		
合計	992 [1,076]	971 [1,076]	▲21 [ 0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(平成27年度から法改正により教育長を除く。)  
2 [ ]内は、条例定数の合計(平成27年度から法改正により教育長を除く。)

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1人	17人	75人	63人	40人	87人	144人	142人	142人	119人	91人	50人	971人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（法改正により教育長を除く。）

(3) 職員数の推移

部門別	年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の	
								増減数	増減率
一般行政		712	718	733	732	733	724	12	1.7%
教育		149	151	144	141	138	129	-20	-13.4%
消防									
普通会計計		861	869	877	873	871	853	-8	-0.9%
公営企業等会計計		125	122	119	121	121	118	-7	-5.6%
総合計		986	991	996	994	992	971	-15	-1.5%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)26年度の 総費用に占める 職員給与比率
27年度	千円 2,738,227	千円 868,186	千円 300,721	% 10.98	% 10.51

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
27年度	人 36	千円 144,236	千円 24,397	千円 55,300	千円 223,933	千円 6,220	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	43.0歳	337,324円	387,111円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 一般会計
1人当たり平均支給額(27年度) 1,507千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,447千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分)	勤勉手当 1.60月分 (0.75月分) —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—

(注) ( )内は再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当の状況(平成28年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 345,825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 0千円 24,828千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 345,825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 5,260千円 22,758千円	1人当たり 平均支給額 15,855千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ウ 地域手当の状況(平成28年4月1日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（同上）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27 年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分 1 件につき 300 円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2 直、3 直の勤務につき それぞれ 1 回 800 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業 又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務 1 日につき 150 円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業 に従事したとき	勤務 1 日につき 100 円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

オ 時間外勤務手当

支給実績（27 年度水道事業会計）	8,287 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	273 千円
支給実績（23 年度水道事業会計）	6,274 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	196 千円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

カ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（24 年度水道事業会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖父母 ④ 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 ⑤ 重度心身障害者		○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外 ・ 1 人目（配偶者あり） 6,500 円 ・ 1 人目（配偶者なし） 11,000 円 ・ 2 人目以降 6,500 円 ・ 特定期間加算 5,000 円	
	同		5,625 千円	255,659 円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額 9,500 円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合		【借家】 ・ 月額 20,500 円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500 円 ・ 月額 20,500 円を超える家賃（支給限度額 27,000 円）・・・ 11,000 円＋（家賃月額－20,500 円）×1/2	
	同		1,553 千円	310,560 円

通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2 km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2 km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 距離区分に応じて支給
	同	3,165千円   90,435円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円
	同	－千円   －円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職(8級)84,600円、部長相当職(7級)79,700円、企画副参事相当職(7級)66,400円、企画副参事相当職(6級)62,300円、課長相当職54,000円、総務主幹相当職45,700円
	同	2,874千円   718,569円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額
	同	18千円   6,090円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額
	同	－千円   －円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円
	同	－千円   －円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同	2,633千円   71,168円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円～6,620円
	同	－千円   －千円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)